

一般社団法人 北海道舗装事業協会 舗装研究助成規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人北海道舗装事業協会（以下「協会」という。）が行う舗装研究（舗装技術に関する調査研究、技術開発等とする。）を促進するための助成（以下「舗装研究助成」という。）に関し、必要な事項を定め、事業の適正な実施を図ることを目的とする。

(舗装研究助成の目的)

第2条 舗装研究助成は、大学、大学院、高等専門学校（以下「大学等」という。）の学生、及び、協会会員企業に所属する若手技術者が行う舗装研究を奨励、促進するため、必要な費用の一部を助成し、これを通じて、舗装技術の向上、並びに、学生や若手技術者の研究意欲向上と育成を図り、もって業界の進歩向上に寄与することを目的とする。

(舗装研究助成の対象)

第3条 舗装研究助成の対象は、次の各号に該当する舗装研究とする。

- 一 舗装技術の向上に資する工学的研究であること。
- 二 大学等の学生（社会人学生を含む。）、又は、協会会員企業に所属する若手技術者（おおむね40歳未満の技術者とする。）が行うもの、若しくは、これらの学生、又は、若手技術者を研究代表者とする研究グループが行うものであること。
- 三 研究期間は2年以内であること。

(申請方法)

第4条 申請者は、当該舗装研究を行う学生、又は、若手技術者とする。

2 申請者は、別に定める舗装研究助成申請書（以下「申請書」という。）に必要な事項を記入し、協会が定める期日までに協会へ申請するものとする。

3 申請件数は、学生、又は、若手技術者当たり年間1件とする。

(審査)

第5条 協会は、受理した申請書を、会長が指名する者によりその都度組織される舗装研究助成委員会で審査する。

(採否等の決定)

第6条 助成の採否、並びに、助成金額は、舗装研究助成委員会の報告に基づき、会長が決定する。

2 協会は、助成の採否等の決定をしたときは、その決定の内容を申請者に通知する。

(助成金額)

第7条 舗装研究助成の金額は、1件につき20万円を上限とする。

(助成金の使途)

第8条 申請者は、助成金を当該舗装研究の実施に必要な経費以外には使用してはならない。

(領収書等の保存等)

第9条 申請者は、助成金の使途に係る領収書等を当該舗装研究終了後1年間保管し、協会が提出を求めたときには、遅滞なく、提出しなければならない。

(不測の事態)

第 10 条 当該舗装研究が申請通り実施できないなど、不測の事態が発生した場合、申請者は、遅滞なく、協会に届出なければならない。

2 前項の場合、協会は、当該舗装研究助成の全部、又は、一部の取り消し等を申請者と協議するものとする。

(報告義務)

第 11 条 申請者は、舗装研究終了後、協会が定める期日までに別に定める報告書を提出しなければならない。

(発表の努力義務)

第 12 条 申請者は、当該舗装研究の成果を学協会等で発表に努めるものとし、協会の舗装研究助成による成果である旨を論文等に明記するものとする。

(著作権の帰属)

第 13 条 当該舗装研究の成果に係わる論文等の著作権は申請者に帰属する。ただし、協会は、舗装研究助成の目的のため、申請者の許諾を都度得ることなく、当該論文等を無償で利用できるものとする。

(事故等の責任)

第 14 条 協会は、当該舗装研究の実施に伴い生じた事故等に関する責任を一切負わないものとする。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

(細則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(採択件数)

1 第 6 条で決定する助成の採択件数は、当分の間、原則として、年間 2 件程度とする。

(適用期日)

2 この規程は令和 7 年 1 月 1 日から適用する。